

いろいろなことに精通するから選挙権を与えるべきである、こういうふうな解釈をすべきものであるのか。これは昔からの問題でありますけれども、三カ月という期限をこれにつけたというのは、一体どこに根拠を置かれて三カ月という期間が置かれたものであるか、お聞かせ願いたいと思います。

○長野政府委員 お配りいたしました資料にもございますが、従来、わが国の選挙法におきましては、一番長いときは一年以上ということでございます。それから六カ月になりました、それから現在の三カ月になっておりますが、ただし、これは市町村の選挙権の場合でございます。国の場合には、日本国民で二十歳以上の者は国会議員の選挙権を有する。三カ月の住所要件というものは三カ月というのとは、お話がございましたように、少なくとも三カ月の住所を有するかどうかでなければ、自治体の責任のある有権者としての態度なり行動なりというものは、そのくらいたつて初めて選挙権という資格を与えるにふさわしい行動なり何なりになってくるのではないかという最低限の期間だというふうに考えられておると思います。沿革上も、いま申し上げましたように、一年、六カ月、三カ月となつたのはそういう点だと思ひます。

もう一つは、選挙人名簿に登録をいたしますにつきましても、観点から申しましても、少なくとも三カ月の住所を有してあるということでございます。三カ月の住所を有してあるという点で、選挙管理委員会が確認をいたします場合に不明確になる場合が多いわけでございます。したがって、三カ月の住所要件がありまして初めて住所の確認をするに足る資料なり生活実態なりというものがはつきりする。したがって、名簿調製の技術上の必要からも三カ月というものが要求をされておるといふふうに、両方から三カ月というものが考えられておると思ひます。

○山下委員 そうしますと、今後の改正で、三カ

月以上同一市町村内に住居する者は、市町村の議会の議員、長の選挙権はあるが、県の場合は、今後は三カ月に達しなくても都道府県議会議員、長というものの選挙権に影響がない、こういうことになるわけですか。

○長野政府委員 市町村の選挙権を有する者は、これを包括するところの府県議会議員の選挙権を有するということ、そういう規定になっておるわけでございますが、ただ、同一の府県内で他の市町村に住所を移しました場合にも、府県の選挙権というものはある。府県内では三カ月以上住所を有してありますから府県の選挙権がある。そこが市町村の選挙権と府県の選挙権との場合の違いでございます。

○山下委員 それからもう一つ伺いたいと思ひますのは、三十条に、「天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会、更に選挙人名簿を調製しなければならぬ。」というところがここに書かれて、「前項の選挙人名簿の調製、縦覧及び確定に関する期日及び期間その他その調製について必要な事項は、政令で定める。」というようにしてあるのですが、大体、従来の選挙権の異動、ことに告示後等における異動等というものは、いまここに書いてある「天災事変その他」という、この「その他」という文句にとらわれて結局あつた大きな異動等が行なわれたものと想像いたしますが、今度は、その他をのこして別に名簿を作製しなければならぬ、こういうふうな規定を定めるのは、大体前と同じことになるのじゃないかと思ひますが、前の法律によると「天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会、更に選挙人名簿を調製しなければならぬ。」前項の選挙人名簿の調製の期日並びに縦覧確定に関する期日及び期間等は、政令で定める。」とある。これと、今度改正するものとは一体どこがどう違うのですか。少し明確でないような感じがするので

が。

○長野政府委員 お話のございました三十条は、これだけ見ますと、いろいろな場合を含むように正確に見えらるわけでございますが、この規定は、実は現在も、今度の改正でも、意味はそれほど変わらぬのでございまして、この規定は、天災とか火災とかいうことによりまして、市町村役場の選挙人名簿が、極端に言うところ焼けてしまつたとか、流失したとか、非常に汚損してしまつたとか、なくなつたとか、そういう場合に、名簿は、従来でも毎年九月十五日現在でありますとか、いろいろなことできめておつたわけですが、そういうことで名簿が焼失したような場合には、もう一べん新しく名簿をつくり直すという必要があるというわけでございます。その関係は改正前も改正後も実は同じでございます。どうも永久名簿にいたしましたけれども、名簿が火事で燃焼してしまつたとか、あるいは大水で流失してしまつたとか、あるいはなにかになつたとか、新しくそこでつくり直さなければならぬわけでございます。その関係の規定、三十条の規定は従来と同じような関係で残ることになつてゐるわけでございますけれども、むしろ今回の名簿の中心の関係は、改正法によりまして三十条の十九条から二十二条までの改正規定が掲げられておりますが、それから二十六条以下三十条の前までのところで今回の名簿の関係の改正規定の改正を行ないたいというふうな、そういうコンストラクションになつてゐるわけでありまして。

○山下委員 むしろ、何か複雑になつたような感じがするのです。何かもう少し明確になるほうがいいんじゃないかという感じがするのですけれども、それは別途またお伺いすることにいたしたいと思います。

時間が参りましたから、最後にもう一つ伺つておきたいと思ひますのは、百十条の再選挙の問題であります。この再選挙の問題について、従来の地方議員の補欠選挙の場合に、その選挙のあるときに同時選挙を行なう規定の改正がこゝへ出ておると思ひますが、この具体的な内容をひとつ

お聞かせをいただきたい。
たとえば、百十条の「第三項第二号の同一の地方公共団体の他の選挙が地方公共団体の長の任期満了によるものであるときは、同項の規定により同時に行なわれるべき地方公共団体の議会の議員の再選挙に対する第三十四条（その他の選挙）第二項本文の規定の適用については、同項本文中「これを行ふべき事由」とあるのは「当該地方公共団体の長の任期」と「生じた」とあるのは「満了することとなる」とする。」と、こういうふうになつてゐるのです。法律というのは読み方がなかなかむづかしいので、会得しにくいのですが、これを平易な具体的なことばで言うてもらうと、どういうことになるのですか。

○長野政府委員 百十条の改正の関係は、いまお示しをいたしましたように、長の任期満了の選挙と、再選挙なり補欠選挙なり——その同一の地方公共団体の議員の選挙で、欠員が生じたり当選人がなかつたりした場合が再選挙でありまして、議員の欠員が生じた場合に行なうのが補欠選挙でございますが、そういうような場合に、一定の定数以上の欠員が生じましたり、議員がなくなつたりした場合に、再選挙、補欠選挙が行なわれるわけでございますけれども、ちょうどその団体の他の選挙があります場合には、そういう一定の欠員状態に達しませんが、そのときにあわせて選挙をすることができ、こういうふうになつてゐる現行法の規定が、百十条や百十三条の再選挙、補欠選挙の規定でございます。そういう選挙を通常、便乗選挙とかいふ言い方をしておりますが、その場合の他の選挙というものが、地方公共団体の長の任期満了による選挙の場合につきましての解釈が、その選挙を行ないますときに、再選挙にいたしましたも、補欠選挙にいたしましたも、その当該議員の任期満了前六カ月以内なら行なわれないということになつております関係との組み合わせにおきまして、はつきりしない点があるということから、その六カ月前というものの関係の規定の条項が、三十四条の二項という補欠選挙や再選挙の

関係の条文でございますので、その条文の中に「これを行ふべき事由が当該議員の任期が終る前六箇月以内に生じたときは、行わない」と書いてあるわけでございますが、「これを行なうべき事由」というのが、地方団体の長の任期満了によつて生ずる場合には、その「行ふべき事由」は、地方団体の長の任期が満了するという事実に基づいて生ずるのだというところに解釈をほつきりさせたいということにいたしましたわけでございます。

従来、取り扱いをいたしましたのは、たとえば十月一日にある知事が任期満了があるという場合に、任期満了になりました前に、任期満了による選挙を行なうわけでございます。その選挙の告示を、たとえば九月二十日に選挙したといつたしますと、知事選挙の告示は九月の五日ごろに行なうはずでございます。そうした場合に、従来そういう場合の取り扱いとして、便乗選挙が行なわれる。選挙事由の発生というものを、九月の五日に告示があつたそのときに選挙事由が発生するんだという考え方をとつておりました。あるいは知事の任期満了という事柄が選挙事由であるのだからして、便乗選挙の選挙事由も、その任期満了という選挙事由の発生の日と同じにすべきではないかという考え方、両様の考え方があつたわけでございます。したがって、今度はそれを親選挙の選挙事由の発生の日になくともびしやと合せて考える、親選挙の選挙事由が発生しなければ、便乗選挙の選挙事由など発生するはずがないのだから、親選挙の事由の発生の日に合わせて、こういうことを考えまして、こういう改正規定を加えてその関係を明らかにするようにいたそうというわけでございます。

○山下委員 議連の理事会が始まるということでございますから、最後にもう一つだけ伺ひしておきたいのであります。

二十四条の異議の申し出のところでありまして、これまでたわかに書くてあります。一体具体的にどのことを予想されているのか、また、

現行法と改正法とどう違つてゐるのか、その点をちよつと伺ひたいと思つてゐるのです。

○長野政府委員 二十四条の改正は、従来の規定は、二十三条という規定であつたわけでございますが、今度は二十四条に条文が動いてあります。

従来は、選挙人名簿ができたときに、その名簿を縦覧に供して、そしてそれに漏れがあつたとか、間違ひがあつたという場合に、異議の申し出を認めたわけでございます。今度は実は名簿がカード式になることになりましたので、そのカードを縦覧に供するといふことは、多少技術上散逸する等のおそれがございますので、今度は名簿に載せる人の氏名を、ちよつと学校の入学試験の合格者の発表みたいな発表にいたしまして、それに漏れてゐる、それが間違つてゐるという場合に、異議の申し出をしてもらふということに考えてゐるわけでございます。

そこで、表現は、従来は「基本選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるとき」となつておりましたのを、その関係を「選挙人名簿に登録すべき者の決定に關し不服がある」といふふうに、表現をそれにふさわしく変えたわけでございます。実質はほとんど変わつてゐない同じでございます。ただ、手続が多少変わりましたので、前は名簿そのものを縦覧に供した、今度は名簿に載せると決定いたしましたという名前だけを見せて、それに異議があれば名簿に載せてしまふということにいたしましたので、その点の変わり方をここで合したもので、実質は同じでございます。

○山下委員 まだ疑問の点が二、三ありますけれども、いづれまた委員会があるでしょうから、適当な機会にお尋ねをするということにいたして、きょうはこれで質問を終わります。

○志賀委員長 堀島雄君。

○堀島委員 大臣に、今度の新しい改正選挙法の運用上の問題を含めまして、ひとつ伺ひをいたしたいと思ひます。

人名簿の取り扱いについては、はからざるいろいろな脱漏その他が起き得ることだと思ひます。いま私、自治省の事務当局が非常に熱心に資料をそろえて出していたらだいておるものを少し拝見してみまして、この前の参議院選挙の前に法律の改正をいたしましたために、それが周知徹底をしないくて、参議院選挙における選挙権の行使に不自由な状態をきたした人が相当あることがござつたわけでありまして、今度の基本選挙人名簿の改正を末端の住民に十分納得するように伝へて、その住民の自発的な意思に基づいてその選挙権が行使できるような状態をつくるために、どんなふうに考へて今後指導なさるのか。これは住民と地方自治体と自治省、こういうふうな段階があるわけです。この伝達の仕組み、そこらを含めて――

今後予想される選挙は、早ければ秋には総選挙があるかもしれない、来年の四月にはこれはもう全国的に統一選挙が行なわれる、こういうふうな段階に來ておるわけですから、この次のそういう選挙のあとで、またこういうふうな基本選挙人名簿の改正のために、実はあるべき選挙権が使えなかつた、こういう人たちが出ないような処置は十分考へておられるか、それに対しての大臣の考へ、処置のあり方をひとつお答へ願ひたい。

○永山國務大臣 大体、来年の統一選挙を目標に名簿の整理を完備したい、こう考へておりました。年内等に行なわれるものについては、これはまだ周知徹底、準備が十分できておりませんので、旧選挙人名簿による体制でいくという方向でございます。したがって、これが周知徹底をいたしますには、やはり各関係市町村に十分よく連絡をとるといふことが一つでございます。また、各関係市町村は、同時に選挙管理委員会が中心でございますが、各世帯の一番調査を今回やることにいたしましたので、約八万人ぐらゐの調査員を出しまして、各戸別に調査いたしますから、これは国勢調査のように一斉にやります。日当は、安いのですけれども、五百円内外を予定しているかと思ひますが、そこで十分各戸にわたりました御

了解をいたして、記載漏れ等のないようになして、最善を尽くしたいと考へておる次第でございます。

○堀島委員 そうしますと、いまのこの制度の改正が全国的に整うのは大体統一選挙の前で、それまでは現行のものによる、そういうふうにお答えを理解してよろしいわけですね。

○永山國務大臣 大体におきまして統一選挙が目標でございますが、名簿を完全に整理して周知徹底したときが来ますれば、必ずしもずらさなくてはならぬといふことはない。ただ、準備期間等、周知徹底が年内はかかるんじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

○堀島委員 そこで、いまの調査の問題ですけれども、その調査というのは、世帯があることを調査をするのか、調査員が、こういうふうな選挙人名簿の改正が行なわれたら、登録をしてくださいというPRをするのか、あるいはそこへ行って、新しい制度になりました、そこでひとつ登録を受け付けたい、集めてあげましょ、そういう処置をするのか。私は、実はこの選挙人名簿の登録という問題は、もう少し地方自治体がサービスをしていいことではないかと思つてゐるわけでございます。数年前にもちよつと申し上げたことがありますが、最近大きな団地が各地にできてまいりますと、団地に大量の人がよそから入つてくるわけですね。外から入つてくるけれども、この人たちには通勤者が主であるし、おまけに奥さんは共働きというの多いわけだから、週日は市役所まで出る出る出て行つてなかなか登録ができない。そのまゝになつて、選挙がくると、その人たちは、かなり居住しておつても、実は補充選挙人名簿その他の登録ができていなかったためにその地区において選挙権がなかった、こういうことがしばしば起こるので、ひとつ地方自治体が、団地その他に対しては、これまでは補充選挙人名簿の締め切りとの関係があつたわけですが、選挙があると予想されるときには、適時、日曜日なら日曜日のようなときに、市がサービスとしてそこでそ

登録の受け付けをやるような臨時の措置を講ずるような配慮が必要ではないかという議論を、私数年前に当委員会でしたことがあるのです。その後住宅団地が非常にふえてきている情勢からいって、非常に重要なことであり、相当そういう市民サービスをしなければ、今度のこの制度の改正はほんとうに住民のものにならないのではないかと。実はたいへん熱心に資料を集めていたという中で気がつきましたのは、これまで、そういう選挙関係の事務が、町内会という組織を通じて地方自治体が末端におろしている傾向が非常に顕著にあったために、町内会に入っていないかたりに、あるいは町内会のいるような事務上のそこに基づいて、要するに入場券がなかったり、投票権がなかったりというように、これは資料で拝見をしているわけです。これらのところは、選挙に関する問題であり、まづせんけれども、特にやはり地方自治体における住民の権利としては、義務のほうは非常にきちりやられるわけですね、これで見ても、市民税も取られています、清掃料も取られています。地方自治体は取るほうは取って、義務は課しているけれども、権利のほうはぼろぼろにかかれています。ところが非常に顕著に出ているのです。地方自治体ももちろんその住民に対して市民税を取るの当然であります。清掃料を取るの当然であります、それだけのものを取るのなら、権利についてのサービスを怠ってはならない、こう思うのですが、大臣、そこらの問題を含めて、要するに伝達のあり方ですね、私は、権利に対するサービスというものは、町内会を通ずるのではなくて、市独自の手段で末端に必ず処置をするという方針を自治省として明らかにしていただきたい。義務のほうはいま町内会を通じてもらって、義務のほうはいま町内会に対するサービスは、町内会が使わないで地方自治体の責任において処置をするということ、ひとつ自治大臣、確約をいただきたい。

○永山国務大臣 原則といまして、やはり市町村が責任を持ちまして、選挙管理委員会が中心で、サービスをやりながら脱漏のないようにやるようにすることではないかと考えます。が、具体的には局長から答弁をしていただきますが、要するに、今回は一斉調査をいたしますが、国勢調査よりも非常にむずかしいのでございまして、その人がどこで選挙するかというこの実態と合わなければなりませんので、ただそこに住居してあるから人口があるというのでなしに、選挙権の権利に關係する問題ですから、十分ひとつよく指導しまして、権利の漏れがないようにするということ、原則でやるのが好ましいと考えておりますが、具体的には局長のほうから答弁いたします。

○長野政府委員 大臣が申し上げましたように、永久名簿に切りかえす際に、従来の名簿をもう一ぺんこの際洗い直すことが、洗い直すに付きましては、やはり全国一斉に同時に洗い直す。少し神経質のようではございますけれども、調査が食い違いますと、また人の移動がその間に、行なわれて二重に登録など起るもので、そういうことにいたしてあります。そのためには、各市町村にそれぞれ調査区といいますが、調査のための地区を区分していただきまして、そして調査員と申しますか、そういう人に担当していただく。その地区にある全世帯についての人たちの選挙資格というものをもう一ぺん洗い直す。その洗い直しにつきましては、その地区ごとの従来の選挙人名簿がございまして、それを中心にして洗い直す。その際に、いまお話のございましたような、名簿の仕組みが今度どう変わるというふうな点も、説明ができるものは十分いたしたい、そういうことで了解を得たいと思います。

それから、団地等につきましては、町内会等に加わっていない場合が多いわけです。昨年の参議院選挙の際に脱漏が非常に起こりましたのも、おまねそう新しい住宅団地などの場合が多いわけです。これもいま御意見に出ましたが、出張登録サービスと申しますか、そういうところには、出張所なり、あるいは市町村の選挙管理委員会事務を受け付けるといふようなことは、これはきわめて必要なことでもあるし、適当なことだと思えますので、ぜひそういうことはどしどし積極的に行なっていくようにしたいと思っております。

○堀委員 そこで、せっかくこの資料で拝見をしてある中で、ここに自治省でおあげをいただいたことですが、これは昭和四十年の七月十八日の朝日ジャーナルですか、「これはいかに選挙管理委員会」という項目で、島根県で起きた事実のようですが、島根県の地方課長が、こういうことはおそろく言いたいことだと私も思うのですけれども、この有権者の方が、やはり町内会の関係で、せっかく選挙権があったにもかかわらず、投票権が行使できなかった。非常に熱心な方で、県選挙管理委員会まで行って、これはどういふわけだといつて尋ねられたようです。それに対する答えが「県の地方課長というものは大体自治省から出向しているのが多いから、あとで具体的に当時の地方課長の名前を伺いますけれども、出向したものでどうかを含めて伺いをいたしますが、ちょっといまのうちに調べておいてください。昭和四十年七月、参議院選挙当時における島根県の地方課長の氏名と、自治省からの出向者であるのか、地方出身者であるかをちょっと調べておいていただきますが、それは、あなたの落度だよ、町内会にまわる広報が素通りしたというのだから、市庁の前には掲示板があるではないか、そこに掲示するだけでも市の行政の伝達の結果されたといえる。それを見逃したのには、市民の義務の怠慢といわれても仕方がないのだ。この島根県庁舎の前に行政広報が掲示され、それを津和野の町民が知らなかったからといって、異議を申し立てる理由にはならないのだ。それがあんな、法治国家といふものなのだ。」私は、島根県というのは多少いなかの県だと思えますけれども、少なくとも県の地方課長がよくもまあ、それはこの言いつだけすべて正しい、そのとおりであったか

どうかは、調べてみないとわかりませんが、少なくともここに出てくることは、私は言いたいところだという感じがするのです。いまの官庁の仕組みからいって、言いたいことだと思えます。しかし、言いたいことであるけれども、これは重大な問題ですね。いま私が申し上げてある前段の問題です。要するに、権利と義務の問題について、市役所のある掲示板を見なかったのは、市民の義務の怠慢と言われても仕方がないという言い方ですね。思えば、思えばはたしなめたいと思うのです。私は、時間があれば一ぺんその地方課長をここに呼んで詰問をして、徹底的に彼に自己反省を求めたいと思うくらいです。こういう地方自治体における職員があるということについて、これは自治大臣、あなたも長く地方自治体においでになったこともある、御経験があると思うのですが、はたしてこれについていふことが、ひとつ自治大臣の率直な見解を聞かせていただきたい。

○永山国務大臣 具体的問題といえます。お説のように、私は、絶えず、いわゆる権力政治はいけない、封建的な権力的な方々をよめて、愛されるほうの民主自治にいかなければいけない、したがって、国民によく知らしめて、国民の意を尊重してやらなければいかぬということを申しておるのでございますが、いわゆる運管をやることがぜひ必要であると考えておる次第でございます。お説のような権力的な行為は厳に慎まねばならぬと考えます。

○堀委員 大臣のお気持ちはよくわかります。そこで私は、これはたまたま島根県でこういうことが起きたわけだけれども、全国的にやはりこういうふうな問題の根底にあるのは、私が最初に触れました伝達のあり方に問題があると思えます。市の側としますと、自分たちが取るもの、要するに、市民に義務として課して取るもの、これは、これはやはり収入にも関するから非常に熱心だと思ふのですが、ややもすると、御承知のように、選挙管理委員会という機構は、市の機構の中では

まことに微々たる機構で、私どもから見たらきわめて不十分だと思ふのです。もつとあそこが事務的に能力のある状態にしたいと思ふけれども、どうも不十分だ。これは当委員会でもしばしば議論になっている点です。しかし、いろいろな財政上の問題もあるからいたし方がないと思ひますが、心がまえとして、まあ権利のほうは、言つてきたらやればいんだというふうな考えが根底にあるから、私はこういうことが起きてくると思ふのです。終わりのほうの、掲示板があるから、見ないのがおかしいという論理は、いまの日本の自治体の問題ではなく、行政上非常に問題がある点だと思ふのです。いろいろなことが、たとえば土地収用に関する問題等につきましても、市役所のところに掲示をして、何日間か終わつたら、もうそれで異議を申し立てる権利が喪失したる仕組になつてゐるわけですか。一体どこにいつそういうことが公示されるのかわからないものが、ある日突然に市役所なり県庁の前に張られたつて、全部の市民がそれを見るわけにはいかなのでして、そこらに私はいまの行政機構上の伝達方法というもののあり方に基本的な問題があると思ふのですけれども、しかし、そういうものは、特定の人の対するものですか、ある程度やむを得ないと思ひますが、選挙権のようなものは、これは国民に普遍的にあるものですから、すべての人に共通してあるものである以上、これに対するサービスですね、そういう意味のサービス、要するに、選挙が近づけば、あなた方選挙権がありますかということを確認ができるような何らかの交流方法ですね、これは私は今後選挙管理委員会を指導して、ひとつ十分——選挙があるたびにこの問題は絶えないのですよ、選挙をしたいという意思があつたにもかかわらず、投票ができませんでしたという国民の声が絶えない。片方には、棄権を防止するといつて、あなた方一生懸命やつておられるが、私は棄権防止もたいへん大事だけれども、その前段に、投票したい意思のある者が投票できない状態というものは、これはもう

一つ重大問題ですから、ひとつ今度のこの制度の改正を機に、この次の選挙ではそういう問題が——それは全国非常に広いところですから、多少のことはやむを得ませんけれども、何とか脱漏その他のミスのないような措置をするために、十分ひとつ日常からそのあり方についての姿勢を整えてもらいたい。特に各県の地方課長に対しては、ひとつここに各県の例を提示をして、かような例があつて公職選挙法の委員会が議題になつた、これについてひとつ以後こういうことのないように、各県の地方課長は十分自分たちの職責の遂行について注意を払つてもらいたいという通達を下におろしてもらいたい、こう思ひますが、自治大臣どうでしょう。

○永山國務大臣 この制度を行ないます根本の問題は、お説のように二重登録や脱漏のないようにするといふことがねらいでございます。したがうして、親切によく指導をいたしまして、そうしてなほ為政者は絶えずこれが完璧を期するように最善を尽くすようにしなければならぬという点に對しては、ただいまのお説のような議論が強く委員会でありましたこと等も十分申し添へまして、これが執行にあたりまして、注意をいたし、万全を期するように指導したいと存じます。

○堀委員 いまの問題はこれで終わりました、次に伺ひをしておきたいことは、第四次の選挙制度審議会がたしか八月ごろに任期が満了になると思ふのです。そこで、この選挙制度審議会では、選挙運動に関する問題等も論議がされておるやに新聞で承つておるわけですが、私もかつて委員でありましたときに、ともかく言論、文書による選挙運動は、やはりもう少し自由に行なわせる必要があるのではないか、特に取り締まりの側面意見がしばしば述べられたところでは、あまりにこまかい規制があるために、実質的には、法律にはなると違反するけれども、選挙のあり方から見て、必ずしもそう間違つていない文書の活動等に手をとられるために、悪質の買収、供応等の犯罪に手が回りにくい。もう少し選挙法も簡素化

し、選挙運動というものの本質に照らして、言論、文書による運動というものはもつと大幅に緩和するべきではないのか、こういう意見が非常に強いわけですね。自治大臣、あなたはやはり私どもと同じ政治家の立場として、私は選挙運動というものは言論と文書によるものが正しいので、その正しい手段でも、手かせ足かせする日本の選挙運動といふのはまことに適切でない、こう思ふのですが、その点大臣いかがでしょう。

○永山國務大臣 せっかく選挙制度審議会が議論を続けられておりますので、この場合、あまり個人的な意見を強く申し述べることは差し控えたいと存じますけれども、議論をされております中心は、やはり政党選挙に移行し、すなわち、民主政治のもとには議会主義であり、議会主義の中心は政党選挙である。したがうして、政党の活動は言論、文書が中心でありますから、これを大幅に、むしろ、言うならばもつともつとフリーに、大いにひとつ各政党の政策等を強く国民にPRしていく、そして近代組織政党になつて、党の組織、運営を強化していく。候補者個人に対してはある程度制約をする必要がある、すなわち政党選挙であるから政党は十分高度の活動ができる、個人候補者はある程度の制約がむしろ必要ではないか、個人選挙から政党選挙へ移行するといふたてまえを貫くべきではないかという議論が強く行なわれておるのでございます。まだ結論に達してないようでございますが、政党選挙のためまえをとりましては十分ひとつ活動ができるようにやるべきではないかというふうに考えております。

○堀委員 いま、なるほど審議会が議論が行なわれておりますが、第一次、第二次審議会の答申をごらんいただくと、その中には、やはりそういうものについての考え方が明らかになつてゐるわけですね。だから、その言論、文書による政治活動を含めて、そういうものはもつと自由にしろという議論がずっと流れてゐるわけです。だから、それが具体的にこまかい答申でなくても、自治大

臣としては、これまでの審議会の経緯をごらんになれば、何もそう、いまあなたが個人的見解とかおっしゃるのですが、私は個人的見解と聞いていないのです。あなたがそこで話したことになることは自治大臣の見解として、自治大臣と、そのほか永山さんと二人いるとは思ひたいのです。あなた一人でしょう。だからあなたがおっしゃるのとは、個人的見解といつたつて、われわれは自治大臣の見解だと思ふのです。しかし、いまおっしゃるようなことは、もうすでに答申の中にこれまで盛り込まれておることです。私はどうも何か自治省というところは少し好みがあつて、答申が出たら、その中で自分たちの都合のいいところはちよつとやるけれども、やりにくいところはちよつと横に置いておくという感じがあるんですね。だから選挙の本質的なことについては、私は十分ひとつふだんから検討を進めていたで必要があるんじゃないだろうか、こう思ひますので、ひとつ答申も出ることでしょうけれども、答申がきつて具体的ななければ法律にしないんだということではないかと思ひます。やはり私は、答申が多少抽象的であつても、いいことは法制化をしてやるべきで、そういう言論、文書の運動については、おそろく与党、野党とも反対意見はあまりないのです。だからそういう与党、野党の反対の取り上げて積極的な措置をするというのが私は必要ではないかと思ひます。重ねてもう一回だけ、その点についてお答えいただきたいと思います。

○永山國務大臣 選挙制度審議会におきましても、政党のいわゆる選挙運動、政治活動は言論、文書が中心でございますから、これは高度に取り入れるべきであるという方向に進んでおるようによろしく思ひますので、答申が出ましたならば尊重いたして、各党の御意見を十分お聞きをして、これが実現に努力いたすつもりでございます。

○堀委員 次に、いまいろいろ議論になつておりますが、区制の問題は大体いつごろ答申をされる

ことになっておるのでしょいか。大臣があまり詳しく御存じでなければ、事務局を担当してある選挙局長でけっこうですが、大体答申はいつごろに出るのか、任期は九し八月で終わりと私は了解しておりますが、その点をちよつと明らかにしたいのだと思ひます。

○長野政府委員 現在第四次の選挙制度審議会は、第一委員会におきまして、三月一日からだと思ひますが、調整のための小委員会というのを設けております。そして三月中旬、九し八月で毎週二回ぐらゐ行ないまして、六回ぐらゐやっております。それから三月の末から各政党の意見を四月一日までの間に聞いて、本日午後からまた小委員会があるのでございます。見通してございましてから、はつきりしたことは申し上げられませんが、いまの状況でまゐりますと、少なくとも四月中旬かあるいは五月の初めには一応、この第一委員会を含めまして、区制改正の根本的な方向と申しますか、そういうものが大体まとまるのではないだろうかという感じがいたします。しかし、これはいろいろの意見がありますものの中で、全部が統一されるといふか、一つの案になるというとはなかなか困難でございますので、状況によつてはずつと延びるかと思ひますけれども、いまのようなくあいでまゐりますと、四月一ばあるいは五月の初めには、アウトラインは大体はつきりしてくるのではないだろうか、このように考えております。

○堀委員 そこでちよつとお伺いをしますが、事務局でつこうですが、いま選挙制度審議会の委員の定員は何名になつておりますか。

○長野政府委員 学識経験委員が三十人でございまして、それから各党の特別委員が九し十一人だと思ひます。

○堀委員 第一次から四次まで選挙制度審議会が設けられて、非常に熱心な御議論をしていただいで、今日に至つておりますが、私はちよつとここで、まだ少し早いですけれども、第五次の審議会も、やはり参議院の区制その他の問題もありましようから引き続き設けられることになるだろう

と思ひます。そこで実はこの顔ぶれの問題でありますけれども、だんだんこつてく見えてきておると、一部は非常に固定してあるわけですね。この一次、二次、三次、四次にかけて、この三十人の学識経験者の入れかゝりの率といひますか、これは一体現実はどういふことになつておるでしょうか。

○長野政府委員 はつきりしたあれではございせんけれども、一次、二次、三次まで大体三分の一ぐらゐづつかわつておられます。それから三次と四次はそのまま引き続きといふことで、これは全くかわつておらないわけでありまして。

○堀委員 そこで私は、こつていふ審議会では非常に重要だと思ひますのは、この顔ぶれといふのは皆さんのほうで御選択になるわけですね。特に区制の問題なんかで、多少私どもに偏見があるかもしれないけれども、顔ぶれで大体結論がわかるような仕組みが感じられるわけですね。会長について申し上げても、歴代会長といふのは、最も熱心な小選挙区推進論者の方が過去歴代会長をつとめて今日に至つておるわけですね。

私は最近、アメリカの大学院で日本の政治学を勉強してあるというアメリカの学生から手紙をもらひました。第一次選挙制度審議会の会談録をアメリカで読んで、私の発言についていろいろと感ずるところがあつたから、自分の専門の勉強のためにひとつ意見を述べてもらいたいといふ手紙を受け取りました。その手紙で触れられておることは、選挙制度審議会に対して政府または自由民主党の圧力がかつておつたのではないのかといふ設問がされておるわけでありまして。私はそれに対して答へを書きましたのは、選挙制度審議会の委員をの任命については、自民党の意向を受けた政府が選考について考慮を働かしておるといふ点は、われわれは十分あなたの指摘に答へられると思ひ、こつていふ返事を出したのであります。

具体的には私はこつていふ問題はないと思ひますが、人間の選び方によつてある程度結論が出やすい方向というものは、いまの審議会という制度の中では私はやはり相当考えられる余地がある問題だと思ひます。ですから、区制の問題はこの四次で終わりになりましようから、その問題には触れさせんけれども、政府が特に選挙制度のような国民の基本的権利に関するものについて委員を選考されるについては、やはりいろいろの意見の持ち主がそこに出てディスカッションされることは、私は国民のためになると思ひます。私のほうから特別委員が出ておられますが、これはまさにどうしても政党の利害を代表しておるよう受け取られがちになります。こつていろいろの意見を述べても、学識経験者等の意見と比べれば、やはり色めがねで見られがちになりやうといふことになりまして、私は、次の第五次の選挙制度審議会の委員の選考については、私たちがこつていふ偏見を感じておるのかもわかりませんけれども、私は実際から見ると、現在の選挙制度審議会といふものは、ほとんどが小選挙区に非常に熱心な方が集められておるといふ感じがどうしてもするわけですね。その点等を含めて、いまのことはいふのです。これは現状でありますからいふのですが、第五次の審議会の委員を任命されるについては、さつきお話しになりましたように、三分の一程度の入れかゝえをすることによつて、できるだけ、より新しく、そしてまた幅広い学識経験者で構成されるというこを、ひとつこつてお約束いただきたいと思ひます。

○自治大臣の見解を承りたい。

○永山国務大臣 まだ第五次審議会の関係の問題については政府として方針を決定をいたしてございせん。しかし、いづれにいたしましても、委員を選挙の際におきましては、きつめて厳正公平に、しかも識見の高い、党利党略を離れた次元の高度の方を選んでいくことが絶対必要であると考えておるのでございまして、御意見は十分参考にいたしまして将来の指針といたしたいと考える次第でございまして。

向というものは、いまの審議会という制度の中では私はやはり相当考えられる余地がある問題だと思ひます。ですから、区制の問題はこの四次で終わりになりましようから、その問題には触れさせんけれども、政府が特に選挙制度のような国民の基本的権利に関するものについて委員を選考されるについては、やはりいろいろの意見の持ち主がそこに出てディスカッションされることは、私は国民のためになると思ひます。私のほうから特別委員が出ておられますが、これはまさにどうしても政党の利害を代表しておるよう受け取られがちになります。こつていろいろの意見を述べても、学識経験者等の意見と比べれば、やはり色めがねで見られがちになりやうといふことになりまして、私は、次の第五次の選挙制度審議会の委員の選考については、私たちがこつていふ偏見を感じておるのかもわかりませんけれども、私は実際から見ると、現在の選挙制度審議会といふものは、ほとんどが小選挙区に非常に熱心な方が集められておるといふ感じがどうしてもするわけですね。その点等を含めて、いまのことはいふのです。これは現状でありますからいふのですが、第五次の審議会の委員を任命されるについては、さつきお話しになりましたように、三分の一程度の入れかゝえをすることによつて、できるだけ、より新しく、そしてまた幅広い学識経験者で構成されるというこを、ひとつこつてお約束いただきたいと思ひます。

○堀委員 さつき調査をお願いした島根県の地方課長、氏名と、自治省から出向なのかどうかという点を明らかにしてもいい。

○長野政府委員 この資料に載つておりますのは昨年の参議院選挙のときだと思ひます。いま調べますと、I地方課長といふのは飯塚、正確には「めしづか」と読むのだそつてございまして。それでIと書いていらしいのでありますが、これは地元の人であります。

○堀委員 よくわかりました。

最後に、答申の考えがまとまるのが四月か五月の初めとなりまして、答申自体は五月中旬ぐらゐに出るのじやないかと思ひます。そこで政府は、答申が出れば、これまでの行き方ですと、尊重しなければならぬといふことになるのですね。尊重して政府案をつくられるのでしやうけれども、その政府案といふのは一体いつごろ——もし五月に出れば、この国会はおそらく五月十八日で会期は終わりでしやうから、この国会には間に合ふようには出ないのじやないかと思ひますが、そうすると、いまのあなたの考え、自治大臣、担当大臣の考えとしては、選挙法の改正といふのを臨時国会でもやろうとすることに考えるのか、次の通常国会でやればいとお考えになるのか、その点は大臣、タイミングとしてはこの通常国会には間に合ふ法律案の作成はする、一体それはいつかかるのですか。臨時国会を設けてまてやるという意思か、あるいは通常国会にかかるといふか、いづれですか、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○永山国務大臣 答申は尊重いたすといふ考えでございましてけれども、実際問題として、どういふ答申が出ますかといふことをまず見なければいけませんと思ひます。さらにまた、出ましても、やはり国会議員の直接重要なる、一番大切な案件でございまして、世論並びに国会の各関係の意見を十分尊重をいたして進まねばならぬと考へますので、どういふときにもどういふ方法でやるかといふことは、この場合まだ申し上げる時期に至つていないのではないかと考へます。要するに、答申は尊重する、しかし世論並びに国会の各

意見を十分聞きまして、そうしてこれが具現には努力をせなければならぬと考えておりますので、その時期、方法等については、まだ結論を得るに至っていないのでございます。

○堀委員 いまの大臣の答弁の気持ちはわかりました。気持ちはわかりましたけれども、何かふむわしてありますから、ちよつと少し確認をさせていただきますので、答申が出まして、世論及び国会の各党の意見もひとつ聞こう、お聞きになるのは、政府が法律案を作成する前にそういう各党の意見等をお聞きになるのか、そこらが何かふんわりしてあります。要するに答申、法律案、国会提出、こう三つの段階がございすね。ですから案作成の過程にそういういまおっしゃるような世論の動向も見、さらに各党の意見も聞く、こういうことなのかどうか、その点をひとつ確認させていただきたいと思います。

○永山国務大臣 もちろん、世論及び各党の意見すべてをお聞きいたしまして政府の方針をきめるのではない、こう考えておりますが、まだこの場合、全然その体制をどうするかということは未知でございます。でございますが、決して独走をするということもございません。十分ひとつ世論を聞き、また各党の意見を聞いた上で成案を得るということに至るだろうと考えるのでございます。これはまだ想像の域でございます。答申を見ました上で最後の方針がきまると思っています。

○堀委員 いまのお話を聞いてみますと、何か第三者みたい、そういうことになるのではないかとと思われるか、しかしあなたは自治大臣ではないかと思われ、まあ内閣改造もあるというから、あるいは実際に成案を得るころにはあなたは大臣でないかもしれせん。それはわかりませんね。あなたでなく、まだいまはだれもわからないことでしょう。しかし、それはそれとして、いまあなたはやはり自治大臣ですから、自治大臣としては、おれはともかく引き続き地方行政、自治、選挙の問題を担当していくのだという心がまえをはつきりしておいてもらわないと、何かだれかがそういうふう

するだろうなどというふうなあいまいなことで、これは一国の自治大臣としてちよつと適切じゃないですね。だから、事は非常に重要な問題ですから、私は自治大臣たる者の心がまえを聞いておるわけですから、そう第三者的に答申が——まあいいですよ、私も具体的な答申の中身なんか、ちよつとも触れてものを言っていないのです。答申は出るのです。これは間違いないことです。どういふものにしろ出るでしょう。出たものについてどういふ扱いをするかという姿勢がきまらぬようでは、これは永山さん、自治大臣としての權威に欠けると思ふのですよ。いいですか、あなたがやはり永山自治大臣ここにありという発言を——その内容の具体的なことを言っているわけじゃないのです。心がまえ、姿勢を伺っておるのですから、いまのようなあいまいなことではなく、ちゃんとひとつ、あなたのあつたことを權威あらしめんとするならば、自治大臣としては世論の動向を十分に参酌をし、各党の意見も十分取り入れて政府案をつくる考えでございます、このくらい言わなければ、他人ごとのようなことでは私は承知できないのです。もう一回。

○永山国務大臣 お説のとおりでございます。世論の動向並びに各党の意見等を十分参酌いたしまして、独善におちいらぬ、国民の総意を反映するものをつくって進みたいと考えております。

○堀委員 終わります。

○志賀委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる七日木曜日、午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開くこととし、これにて散會いたします。

午後零時六分散會

昭和四十一年四月九日印刷

昭和四十一年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局